

茨城エコ事業所登録制度の御案内



茨城エコ事業所登録制度とは

茨城エコ事業所登録制度は、茨城県内に所在し、事業活動を行っている事業者の中で、簡易な環境マネジメントシステムに取り組んでいただいた事業所を茨城エコ事業所として登録する、本県独自の制度です。

多くの事業者の皆さんに支持され、他県でも同様の制度がある中で、登録事業所数は全国トップレベル!!(平成30年3月31日現在登録数 1,981 事業所)

持続可能な社会を構築していくためには、事業者の皆さんがエネルギー、省資源、廃棄物削減などの環境への配慮に向けた取組が求められています。ぜひこの機会に事業所に環境マネジメントシステムを取り入れてみてはいかがでしょうか？

詳しくは、裏面または

1. 茨城エコ事業所登録制度の4つの特徴

茨城県内に所在する事業者であれば全ての事業者が登録申請できます。

登録料はありません。

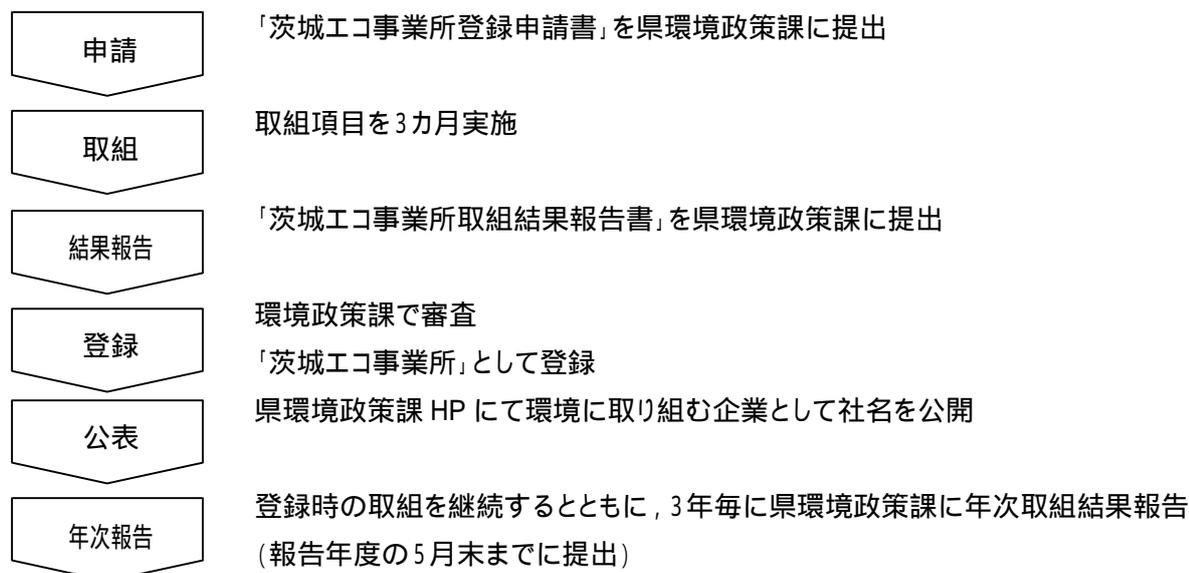
事業所の取組内容にあわせて3つのステップがあり、無理なく始めることができます。

環境に配慮した取組の実践により、経費などが削減できます。

2. 茨城エコ事業所の登録のメリット

<p>登録証の交付！</p> <p>登録事業所の方には、登録証及び登録ステッカーを交付します。シンボルマークは名刺、公告チラシ等に活用いただけます。</p>	<p>県ホームページで広報！</p> <p>環境政策課のホームページで「茨城エコ事業所」として広報していきます。</p>
<p>省エネルギー対策実施計画書提出で、県の制度を利用して実質無利子で融資！</p> <p>茨城エコ事業所であって、任意の省エネルギー対策実行計画書を提出した事業所は、県の環境保全施設資金融資制度を利用して、省エネルギー・再生可能エネルギー施設等の設置及び改善を行う場合、実質無利子で融資が受けられます。</p> <p>計画書を提出しない場合でも、エコ事業所には、0.9%の利子補給を行います。</p> <p style="text-align: center;">実質利子率 1.4%</p>	<p>県の入札参加資格審査において加点項目となっています！</p> <p>茨城エコ事業所登録事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none">・建設工事請負業者入札参加資格審査(格付け)基準で5点加点・物品調達等競争入札参加資格審査数値で1点加点 <p>入札参加資格申請の手続については、土木部監理課(建設工事)や会計管理課(物品調達等)にご確認ください。</p>
<p>エコ事業所向け銀行保証付私募債の新規記録手数料が無料となります！</p> <p>(株)筑波銀行のエコ事業所向け銀行保証付私募債を発行する際に支払う手数料のうち、新規記録手数料(私募債発行金額の0.1%)が無料となります。(詳細は、(株)筑波銀行にお尋ねください。)</p>	<p>常陽エコ・セレクトローンにおいて金利優遇！</p> <p>(株)常陽銀行の常陽エコ・セレクトローンを利用する場合は、貸付金利の優遇が受けられます。</p> <p>(詳細は、(株)常陽銀行にお尋ねください。)</p>

3. 茨城エコ事業所登録の流れ



問い合わせ先

茨城県県民生活環境部環境政策課

TEL: 029-301-2939 FAX: 029-301-2949